

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政施行令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の5第1項及び第 167 条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年8月 20 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

令和7年度長崎県直売所サミット運営業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 施行令第 167 条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札期日までの間において、指名停止若しくは指名除外の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日及び入札期日以前6か月以内に、電子手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第1項若しくは第 19 条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号）第 33 条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から3年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、施行令第 167 条の5第1項及び第 167 条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 過去の類似する業務の実績

4 資格審査申請の時期

この告示の日から令和7年8月 29 日（金）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

5 資格審査申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
一般競争入札参加資格申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から長崎県ホームページ及び(3)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (2) 申請書の提出方法
申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に提出すること。郵送（書留郵便等の配達記録が残るもの

に限る。令和7年8月 29 日必着)も可

ア 誓約書(様式第2号)

イ 法人にあっては登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届(様式第3号)

キ 委任状(様式第4号)

ク 当該業務と種類、規模が類似した業務について実績を証明する書類。(任意様式、契約書の写し等を添付)

ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

※ 提出書類は原本又は原本と相違ないことを証明したものを提出することとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の交付及び提出場所

長崎県 農林部 農山村振興課 地域振興班

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-895-2915

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により申請者あて通知(郵送)する。

7 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)から(11)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年間を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。